

株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成18年11月 第2回訂正分)

ヒラキ株式会社

ブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年11月2日に近畿財務局長に提出し、平成18年11月3日にその届出の効力が生じております。

株式売出届出目論見書の訂正理由

平成18年10月10日付をもって提出した有価証券届出書及び平成18年10月25日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による売出し1,290,000株(引受人の買取引受による売出し1,200,000株、オーバーアロットメントによる売出し90,000株)の売出しの条件並びにこの売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成18年11月2日に決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出しましたので、株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には___を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成18年11月2日に決定された引受価額(1,739円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の証券会社(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,870円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。

引受人は、株券受渡期日の前日(払込期日)に当社の自己株式の処分に対する引受価額の総額を払込み、また、株券受渡期日(平成18年11月14日)に当社以外の売出人の引受価額の総額を売出人に支払います。本売出しにおける引受価額の総額と本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、引受人の買取引受による売出しは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで売出価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

欄内の数値の訂正

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「2,202,000,000円」を「2,244,000,000円」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額」の欄：「2,202,000,000円」を「2,244,000,000円」に訂正。

欄外注記の訂正

- (注) 2 引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 3 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。
その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 4 当社が売出人となる株式は、当社が保有する株式であり、当社は平成18年10月10日開催の取締役会において、売出しによる自己株式の処分に関する決議を行っております。

(注) 2、3の全文削除

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

欄内の数値の訂正

「売出価格」の欄：「未定(注)1」を「1,870円」に訂正。

「引受価額」の欄：「未定(注)1」を「1,739円」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定(注)2」を「1株につき1,870円」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3」を「(注)3」に訂正。

欄外注記の訂正

- (注) 1 売出価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
売出価格の決定に当たりましては、仮条件(1,800円～1,870円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
申告された需要件数が多かったこと。
申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,870円と決定いたしました。
なお、引受価額は、1,739円と決定いたしました。
- 2 申込証拠金には、利息をつけません。
- 3 元引受契約の内容
- | | | |
|------------|--------------------|----------|
| 各証券会社の引受株数 | 野村證券株式会社 | 780,000株 |
| | 日興シティグループ証券株式会社 | 180,000株 |
| | 大和証券エスエムビーシー株式会社 | 72,000株 |
| | 新光証券株式会社 | 60,000株 |
| | みずほインベスターズ証券株式会社 | 24,000株 |
| | S M B C フレンド証券株式会社 | 24,000株 |
| | 三菱U F J 証券株式会社 | 24,000株 |
| | コスモ証券株式会社 | 12,000株 |
| | 高木証券株式会社 | 12,000株 |
| | マネックス証券株式会社 | 6,000株 |
| | 楽天証券株式会社 | 6,000株 |
- 引受人が全株買取引受けを行います。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき131円)の総額は引受人の手取金となります。
- 4 上記引受人と平成18年11月2日に元引受契約を締結いたしました。

- 7 販売にあたりましては、取引所の株券上場審査基準で定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
 需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、売価額またはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。
 需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。
- 8 引受人は引受株式数のうち10,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に委託販売いたします。

(注) 8の全文削除

<参考> 自己株式の処分の要項

(2) 売価額(1,870円)と会社法上の払込金額(1,530円)および平成18年11月2日に決定された引受価額(1,739円)とは各々異なります。

(3) 申込証拠金のうち引受価額相当額(1,739円)は、払込期日に、自己株式の処分に対する払込金に充当いたします。申込証拠金には利息をつけません。

(5) 自己株式の処分による手取金の使途

自己株式の処分による手取金の額

払込金額の総額(円)	処分諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,196,432,000	6,000,000	1,190,432,000

(注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、自己株式の処分に対して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

手取金の使途

上記自己株式の処分による差引手取概算額1,190,432千円については、200,000千円を社債の償還に、残額につきましては運転資金として、通信販売・店舗販売・卸販売事業の売上拡大のための増加運転資金、カード事業の事業拡大のための営業貸付金に充当する予定であります。

また、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」の(注)2に記載の第三者割当増資が行われた場合の手取概算額上限156,510千円についても運転資金として通信販売事業の売上拡大費用とカード事業の事業拡大費用に充当する予定であります。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

欄内の数値の訂正

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「165,150,000円」を「168,300,000円」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額」の欄：「165,150,000円」を「168,300,000円」に訂正。

欄外注記の訂正

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、野村証券株式会社が行う売出しであります。

(注) 4の全文削除

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

欄内の数値の訂正

「売出価格」の欄：「未定（注）1」を「1,870円」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定（注）1」を「1株につき1,870円」に訂正。

欄外注記の訂正

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、平成18年11月2日に決定いたしました。

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である野崎 誠（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成18年10月10日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式90,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 90,000株
(2)	募集株式の払込金額	1,530円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額 1株につき金870円 増加する資本準備金の額 1株につき金869円
(4)	払込期日	平成18年12月12日（火）

(注) 割当価格は、平成18年11月2日に決定された「第2 売出要項」における売出株式の引受価額(1,739円)と同一であります。

(以下省略)